

居宅介護支援重要事項の説明書

1. 居宅介護支援事業所の概要

事業者の名称	社会福祉法人 三国塙原会
事業所の名称	西嶺の郷居宅介護支援事業所
事業所の所在地	〒379-1415 利根郡みなかみ町西峰須川472番地1 電話番号：0278-64-2430 FAX：0278-64-9255
介護保険指定番号	1072700451 (群馬県指令介第115-1号)
代表者の氏名	理事長 櫻井 明 管理者 阿部 八重子

2. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供します。

(2) 運営の方針

- ア. 利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活が営めるよう十分配慮いたします。
- イ. 利用者の選択に基づいて、保健医療及び福祉のサービスが効率的に提供されるよう配慮いたします。
- ウ. 利用者の意思及び人格を尊重し、提供されるサービスが特定の種類や事業者に偏ることのないよう公平中立に行います。
- エ. 関係市町村や他指定居宅介護サービス事業者、介護保険施設との連携を図ります。

3. 職員の職種別人数及び職務内容

管理者・主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名以上（常勤職員）が指定居宅介護支援の提供を行います。

4. サービス提供日

月曜日～土曜日（但し、祝日及び12月30日～1月3日は除きます）

5. サービス提供時間帯

午前8時30分～午後5時30分までの間です。ただし、電話による対応は24時間可能です。

6. 指定居宅介護支援について

(1) 内容

- ア. 居宅サービス計画を作成します。
- イ. 指定居宅サービス事業者等との連絡調整をします。
- ウ. 介護保険施設への紹介をします。
- エ. 利用者に対する相談援助業務をします。
- オ. その他利用者の支援に関する便宜を図ります。

(2) 提供方法

- ア. 相談場所は利用者の居宅若しくは利用者の指定場所又は当事業所内です。
- イ. 使用する課題分析表の種類はMDS-HC2.0方式です。
- ウ. サービス担当者会議等は要介護更新認定や要介護状態区分変更認定を受けた場合等、隨時開催します。
- エ. 介護支援専門員は継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況やサービス計画の実施状況を把握し相談に応じます。

7. 医療との連携

- (1) 居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝え下さい。
- (2) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な状態伝達を行います。

8. 公平中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容や利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
利用者はケアプランに位置付ける介護サービス事業所について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業所に求めることができます。
- (2) 当事業所が前6か月間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合状況は別紙のとおりです。

9. 料金その他の費用

居宅サービス計画作成費用は、市町村（介護保険者）からいただきますので利用者のご負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等がある場合は所定の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

なお、介護支援専門員に対する交通費は無料です。ただし、通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費はその実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は以下のとおりです。

- * 通常の実施地域内は無料。
- * 通常の実施地域を越えた所から、片道1kmあたり15円。

10. 事業の実施地域

みなかみ町・沼田市です。

11. 秘密の保持

職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持すること。また、職員でなくなった後においても秘密の保持を雇用契約の条件とします。ただし、緊急な対応が必要なとき又はサービス担当者会議等に諮る場合であらかじめ承諾をいただいているときは、この限りではありません。

12. 事故発生時の対応

- (1) 訪問中等に利用者の身体が急変、または事故が発生した場合は速やかに関係機関、主治医、利用者の家族に連絡する等の措置を行います。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって損害賠償を行います。
ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には賠償責任を減じます。

13. 業務継続に向けた取り組み

感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施。
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更。

14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止できるよう、次の措置を講じます。

- (1) 感染症対策を検討する委員会の開催及び結果の周知。
- (2) 感染症対策の指針の整備。
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施。

15. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する次の措置を講じます。

(1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知。

(2) 虐待防止の指針の整備。

(3) 従業者に対する定期的な研修の実施。

(4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置 担当者 管理者・阿部八重子

16. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17. ハラスメント対策

利用者及び家族が職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

(1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

(2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

(3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

18. 相談、苦情等の窓口

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

苦情解決責任者 外山 弘樹

苦情受付担当者 管理者・阿部 八重子

電話番号：0278-64-2430

FAX：0278-64-9255

受付時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分までの間

(2) 行政機関その他苦情受付機関

*利用者の住所地の市町村、介護保険担当課

みなかみ町の場合・みなかみ町保健福祉課

みなかみ町後閑318

電話番号：0278-62-2111

FAX：0278-62-2291

沼田市の場合・沼田市高齢福祉課

沼田市下之町888

電話番号：0278-23-2111

FAX：0278-22-1986

*群馬県国民健康保険団体連合会 介護保険推進課

前橋市元総社町335-8

電話番号：027-290-1363

FAX：027-255-5077

*群馬県運営適正化委員会

前橋市新前橋13-12

電話番号：027-255-6669

FAX：027-255-6173

当事業者は居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

上記重要事項について、西嶺の郷居宅介護支援事業所従業者 _____ から説明を受け
同意し、交付を受けました。

代筆者氏名 繩柄 ()

代理人住所
氏名 印